

溶接安全管理審査申請書

玄海原 19 溶申 1 第 1 号
令和元年 6 月 27 日

原子力規制委員会 殿

〒810-8720
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池 辺 和 弘
〒847-1441
佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112番
右代理人 九州電力株式会社
玄海原子力発電所長 小 西 政

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の13第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称及び所在地	(審査を受けようとする組織) 九州電力株式会社 玄海原子力発電所 〒847-1441 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112番地1 (溶接事業者検査の協力事業者) 一般財団法人 発電設備技術検査協会 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12
溶接事業者検査の実施場所	_____
溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要	_____
審査の実施方法及び実施時期	実用炉規則第40条第1号及び同規則第41条第1号に基づく1号組織安全管理審査
審査を受けようとする溶接事業者検査の項目	当該箇所に○印を付けること。 溶接施工法 (○) ・ 無) 溶接士の技能 (○) ・ 無) 溶接構造物 溶接作業中検査 (○) ・ 無) 溶接後熱処理 (○) ・ 無) 非破壊試験 (○) ・ 無) 機械試験 (○) ・ 無) 耐圧試験 (○) ・ 無)
審査を受けようとする期日	令和元年 7月28日 ~ 令和元年10月28日
手数料の額	1,144,100円

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 記載内容が上記によらない場合は、その内容に応じた記載とすること。

添付資料目次

- 1 溶接事業者検査に関する規程を説明する書類
- 2 溶接事業者検査の組織を説明する書類

溶接事業者検査に関する規程を説明する書類

溶接事業者検査に係る規定類のリスト

区 分	名 称	記 番 号
本 店	玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）	原発本則第 10号
	保安規程（原子力）	社原発本則第 3号
	原子力発電所品質マニュアル（要則）	原発本則第 116号
	原子力内部監査要則	原監則第 1号
	原子力発電所マネジメントレビュー管理基準	原発本則第 219号
基 準	品質マニュアル（基準）	玄海原則第 30号
	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	玄海原則第 6号
	不適合管理基準	玄海原則第 37号
	予防処置基準	玄海原則第 47号
	教育訓練基準	玄海原則第 4号
	設計・調達管理基準	玄海原則第 38号
	試験・検査基準	玄海原則第 41号
	保修基準（1，2号）	玄海原則第 21号
	保修基準（3，4号）	玄海原則第 22号
	溶接事業者検査実施基準	玄海原則第 58号
	評価改善活動管理基準	玄海原則第 44号
	ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準	玄海原則第 45号
業務要領	保安活動に関する法令・規制要求事項等の管理要領	玄海原要領 1-8
	保修第一課教育訓練要領	玄海原要領 3-17
	保修第二課教育訓練要領	玄海原要領 3-18
	設計管理要領	玄海原要領 3-1
	調達管理要領	玄海原要領 3-2
	受注者品質保証監査要領	玄海原要領 1-2
	試験・検査要員管理要領（1，2号）	玄海原要領 1-1
	試験・検査要員管理要領（3，4号）	玄海原要領 1-4
	保修工事計画及び予算運用管理要領（1，2号）	玄海原要領 3-9
	保修工事計画及び予算運用管理要領（3，4号）	玄海原要領 3-10
	監視機器，測定機器及び計測器管理要領（1，2号）	玄海原要領 3-11
	監視機器，測定機器及び計測器管理要領（3，4号）	玄海原要領 3-12
	溶接事業者検査実施要領	玄海原要領 3-25
	安全品質保証第一統括室業務要領	玄海原要領 1-6
	安全品質保証第二統括室業務要領	玄海原要領 1-7
	溶接安全管理審査受審要領	玄海原要領 1-11
	保安活動に関する文書及び記録の管理要領（1，2号）	玄海原要領 2-14
	保安活動に関する文書及び記録の管理要領（3，4号）	玄海原要領 2-15

溶接事業者検査の組織を説明する書類

溶接事業者検査の組織を説明する書類

1. 会社・事業者名	九州電力株式会社 玄海原子力発電所
2. 事業所名及び所在地	玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112番地1
3. 事業所の溶接事業者検査体制	所 長 小西 政彦
(1) 執行責任者 (役職・氏名)	所 長 小西 政彦
(2) 検査組織・役割分担	<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[所長 (執行責任者)] --- B[安全品質保証第一、二 統括室長又は課長 (品質保証担当)] A --- C[ボイラー・タービン 主任技術者 (検査監督責任者)] B --- D[第一、二所長 (統括管理者)] C --- D D --- E[保修第一、二課長 (検査実施責任者)] E --- F[協力事業者 (検査担当者)] F --- G[溶接施工工場 (検査助勢者)] </pre> <p style="text-align: center;">・溶接事業者検査は、契約により(一財)発電設備技術検査協会が実施</p> </div>
(3) 業務フロー (調達を含む溶接事業者検査業務形態に対する業務フローと関連部門を明記する)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 2px;">工事計画策定</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">発注 (溶接事業者検査)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">発注 (製作、検査助勢)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">契約(※1)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">契約(※2)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 5px;">溶接事業者検査に関する着手指示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 5px;">溶接事業者検査に係わる図書の 審査・承認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 5px;">溶接事業者検査の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 5px;">技術基準適合確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 5px;">終了表示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 5px;">技術基準適合確認書の発行</div> </div> <div style="width: 35%; vertical-align: top; padding-left: 10px;"> <p>保修第一、第二課 B T 主任技術者</p> <p>保修第一、第二課</p> <p>資材部門 受注者※1、※2</p> <p>保修第一、第二課 受注者※1、※2</p> <p>保修第一、第二課 受注者※1、※2</p> <p>保修第一、第二課 受注者※1、※2</p> <p>保修第一、第二課</p> <p>保修第一、第二課</p> <p>B T 主任技術者</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">※1: 協力事業者 ※2: 九州電力との契約先</p>